

令和 7 年 防災環境産業委員会資料

「環境に配慮した持続発展可能な社会づくり」

1	温室効果ガス排出削減に向けた取組について	
	【環境政策課】	2
2	循環型社会形成に向けた取組について	
	【資源循環推進課・環境政策課】	5
3	再生資源物の適正保管の推進について	
	【廃棄物規制課】	8
4	不適正残土事案への対応について	
	【廃棄物規制課】	10

令和 7 年 11 月 17 日
県 民 生 活 環 境 部

温室効果ガス排出削減に向けた取組について

環境政策課

1 現状・課題

国は、2050年カーボンニュートラル実現を宣言し、2030年度に、温室効果ガスを2013年度比46%、2040年度に同73%削減するという目標を掲げている。

そのような中、本県では、「茨城県地球温暖化対策実行計画(2023年3月)」において、産業、業務、家庭などの部門ごとに2030年度の削減目標値を定め、各種施策を推進している。

本県の部門別削減目標値は、野心的とされる国の目標値と同等であり、その達成のためには、技術革新や再生可能エネルギーの最大限の導入、徹底した省エネルギー対策などの取組が不可欠である。

2 これまでの取組

(1) 本県の二酸化炭素排出量の現状

- ・ 現時点で最新の2022年度における温室効果ガス排出量は、基準年である2013年度から13.8%減少している。
- ・ 産業部門からの排出量が最も多く、全体の約63%（全国約35%）を占めており、本県の排出状況の特徴となっている。

(2) 産業・業務部門の取組

① 中小規模事業所への取組支援

中小規模事業所を対象に専門家による省エネルギー診断を実施し、設備の運用改善や省エネ設備導入等について提案。診断に基づく省エネ設備の導入等に必要となる費用を補助

【省エネルギー診断：90事業所(R6)、設備導入補助：7件(R6)】

② 茨城エコ事業所登録制度の普及

環境にやさしい取組を行う事業所を、県が「茨城エコ事業所」として登録し、その取組を県民に紹介

【登録事業所：2,261事業所(R7.3末現在)】

【参考】 いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクトの推進

(政策企画部、産業戦略部)

港湾の存在や大規模製造業・研究機関等の集積という本県のポテンシャルを活かしながら、新産業の創出や産業競争力の強化を図るため、エネルギーの構造転換など、産業におけるカーボンニュートラルに向けた取組を官民連携して進める。

(3) 家庭部門の取組

① いばらきエコスタイルの展開

環境に配慮したライフスタイルの定着を図るため、職場や家庭における、年間を通じた省エネや節電などの取組を県民運動「いばらきエコスタイル」として広く展開

② 家庭の省エネルギー対策の推進

各家庭が行う省エネの取組成果の見える化（Web入力でCO₂削減量を表示）や、エネルギー使用状況の無料診断・アドバイスの実施

〔 いばらきエコチャレンジWeb：76,053世帯（H27～R6）、
家庭の省エネ診断：累計1,619世帯（H25～R6） 〕

③ 自立・分散型エネルギー設備の導入支援

市町村を通じて、家庭用の蓄電池の導入経費の補助を実施し、住宅における再生可能エネルギー設備の導入を支援

【家庭用蓄電池補助：861基（R6）】

(4) 再生可能エネルギーの普及推進

① 太陽光発電ガイドラインの運用

再生可能エネルギーの適正な導入促進のため、ガイドラインの周知徹底を図るとともに、市町村と連携して、事業者に対する指導・助言を実施

② 再生可能エネルギーの導入に係る情報発信

市町村や事業者を対象とした研修会の開催などにより、設備導入に利用可能な国の交付金・補助金の紹介や、県内市町村の先進的な取組事例等を周知

3 今後の方向

引き続き、県民、事業者、市町村など、あらゆる主体と連携しながら、エネルギーの転換や県民のライフスタイルの変化を促していくことにより、地球温暖化対策を積極的に推進していく。

(参考1) 温室効果ガス排出量※の推移（CO₂換算）

	基準年						増減率
年度	2013年度 (H25年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	
排出量 (万t-CO ₂)	5,193	4,818	4,740	4,134	4,561	4,476	
							基準年度比 (2022/2013) ▲13.8%
							前年度比 (2022/2021) ▲1.9%

※ 温室効果ガス排出量には、二酸化炭素以外のメタン、一酸化二窒素等の排出量も含み、二酸化炭素が全体の約95%を占める。

(参考 2) 部門別二酸化炭素排出量 (万 t-CO₂)

部門 (万 t-CO ₂)	基準年						増減率	
	2013 年度 (H25 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (R1 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度) 【構成比】	基準年度比 (2022/ 2013)	削減目標値 【削減率】 目標 2030 年度 (R12 年度)
産業	3,072	2,843	2,828	2,352	2,726	2,650 【63%】	▲13.7%	1,168 【▲38%】
業務	489	406	405	375	392	380 【9%】	▲22.2%	250 【▲51%】
家庭	464	394	377	379	367	379 【9%】	▲18.4%	306 【▲66%】
運輸	662	635	624	553	566	556 【13%】	▲16.1%	232 【▲35%】
その他	281	263	246	222	253	273 【6%】	▲2.8%	
CO ₂ 合計	4,968	4,540	4,479	3,881	4,303	4,238 【100%】	▲14.7%	

※ 四捨五入表記のため、排出量等の数値の累計と合計値等が必ずしも一致しないことがある。

循環型社会形成に向けた取組について

資源循環推進課
環境政策課

1 現状・課題

「循環型社会」の形成に向けては、限りある資源を効率的に活用し、持続可能な形で循環させながら利用していくことが重要である。

生活に身近な食品ロスについて、国では削減目標を 2000 年度比で 2030 年度までに家庭系は 50%減、事業系は 60%減としており、食品の製造、販売、消費に至る一連のサプライチェーンにおいて、食品廃棄物の発生抑制の取組を推進していくことが求められる。

また、海洋ごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などを受けて、重要性が高まっているプラスチックの資源循環については、市町村や事業者などによる分別収集・再資源化の一層の取組が求められている。

そのほか、リチウムイオン電池等の回収など、資源循環や安全な廃棄物処理の観点から、様々な主体と連携・協力を図り、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する主体的な行動を促進していく必要がある。

2 これまでの取組

（1）食品ロス削減（消費者啓発）

① 「てまえどり」の推進

食品ロス削減月間（10 月）に、「てまえどり」の啓発ポップを県内食品小売店に掲出し、消費期限の近い商品の購入を呼びかけ

【協力店舗数：1,605 店（R7.3）】

② 「いばらき食べきり協力店」の登録

メニューの工夫や持ち帰り容器の常備など、食品ロス削減に取り組む飲食店や宿泊施設等を登録、周知

【登録店舗数：143 店（R7.3）】

③ 食品ロス削減キャンペーンの実施

10 月（食品ロス削減月間）から 2 か月間にわたり、家庭における食品ロス削減の取組を促す「いばらき食品ロスみんなでゼロ作戦！」キャンペーンを実施

（2）食品ロス削減（事業系：「いばらきフードロス削減プロジェクト」）

① 事業者マッチングの支援

マッチング支援コーディネート窓口を設置（R4.6）し、賞味期限間近の食品等を抱える事業者と消費意向がある事業者のマッチングを実施

相談件数：290 件、マッチング件数：54 件 123 事業者（～R7.3）
賞味期限間近な冷凍食品や規格外のリンゴ等を子ども食堂に提供、
規格外のレンコンをホテルと取引等

② **リサイクル飼料化の促進**

学識経験者や畜産農家と協議し、食品残渣のリサイクル飼料化を促進
【カット野菜製造残渣（ニンジン端材等）を飼料化（R5～）】

③ **飼料化等に取り組む事業者の支援**

干しいもなど食品残渣の飼料化等に取り組む事業者に対し、設備等整備経費を
支援【R5:2 件、R6:3 件】

④ **食品関連事業者等による「いばらきフードロス削減取組宣言」**

食品 5 業態（食品製造、卸売、小売、宿泊、飲食）の事業者又は団体の取組
宣言を県HPで発信【R7.7～】

⑤ **「いばらきフードドライブキャンペーン」の実施**

10 月（食品ロス削減月間）からの 2 か月間にわたり、県内一斉にフードドラ
イブの認知と食品寄附を呼びかけるキャンペーンを実施
【食品寄附の受入機関・場所等：382 か所（R7.10）】

（3）プラスチック資源循環

① **ペットボトルの水平リサイクルの推進**

- ・ 令和 3 年 7 月、全国で初めてペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）に関する協定をサントリーと締結し、県庁舎内のペットボトルの水平リサイクルを実施
- ・ 市町村におけるペットボトルの水平リサイクルを推進
【実施市町村数：25 市町村（R7.3）】
- ・ 10 月に、内原イオンモールでペットボトルの水平リサイクルをPR

② **容器包装プラスチックの回収の推進**

- ・ 令和 6 年 5 月に、県内市町村とプラスチック資源循環の勉強会を開催
（取組の課題整理や事例の情報共有など）
- ・ 市町村における容器包装プラスチックの分別回収を推進
【実施市町村数：25 市町村（R7.3）】

③ **ケミカルリサイクルの推進**

- ・ （株）三菱ケミカルが廃プラスチックを化学的に処理し、プラスチック原料に再生利用するケミカルリサイクルプラントを整備
- ・ 官民（2 企業、7 市、茨城県）で構成するワーキンググループを設置し、一般廃棄物プラスチックのケミカルリサイクル方法等を検討

(4) リチウムイオン電池等の回収

① 市町村のリチウムイオン電池等の回収の推進

回収を行っていない市町村や回収箇所の少ない市町村に対して、回収体制整備について働きかけ

リチウムイオン電池回収市町村数：	37 (R6. 3)	→	44 (R7. 11)
リチウムイオン電池内蔵製品市町村数：	33 (R6. 3)	→	44 (R7. 11)

② リチウムイオン電池等の適切な廃棄の普及啓発

啓発イベントやホームページを通じて、リチウムイオン電池等の適切な廃棄について呼びかけ

3 今後の方向

食品ロス削減に向けた取組やペットボトルの水平リサイクルの推進など、生活に身近な廃棄物の発生抑制や適正処理に関する普及啓発を行い、県民の意識向上を図る。

また、プラスチックごみの分別収集やケミカルリサイクルの推進、リチウムイオン電池および使用機器の回収、再資源化など、市町村や事業者等と連携を図りながら、必要な対策を推進していく。

これらの取組を通じて、県民や事業者等の3Rに関する主体的な行動を促進し、「循環型社会」の形成を目指していく。

(「てまえどり」 レールポップ掲示イメージ)



(「てまえどり」 レールポップ)



(いばらきフードロス削減ロゴマーク)



(【リサイクルマーク】PET ボトル、プラスチック容器包装、リチウムイオン電池)



再生資源物の適正保管の推進について

廃棄物規制課

1 現状・課題

令和6年4月に施行した「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」に基づき、金属スクラップやプラスチック等の再生資源物の不適正な保管による崩落、火災等の事故や騒音・振動などの発生を未然に防止するために、事業者に対して適正な保管について継続的に指導していく必要がある。

既存ヤード事業者においては、保管基準や囲いの基準を満たしていない事業者が多い状況にあるため、厳正に対処していく必要がある。

2 これまでの取組

(1) 既存ヤード事業者への指導

- 令和7年5月末までに既存事業場全445か所に立入検査を実施し、保管状況及び囲いの可視化等について指導
- 基準不適合は、令和7年5月末時点で380件（約85%）であったが、改善指導により、令和7年10月末現在、293件（約66%、うち囲いの可視化が不適：約51%）
- 囲い及びその可視化については工事発注等に時間を要するため、直ちに改善することが難しい場合は、立入検査日から1か月以内に改善計画書を提出するよう指示
- 苦情のある事業場、改善計画書が未提出の事業場などを優先的に、再度立入検査を実施

(参考) 既存屋外保管事業場の状況

(単位：件)

基準不適合の内容	R7.5月末時点	R7.10月末時点	増減
囲いが不適	172	146	▲26
囲いの可視化が不適	277	226	▲51
高さ・勾配が不適	169	66	▲103
保管単位が不適	155	80	▲75
荷重のある囲いの状況が不適	69	22	▲47
計	380	293	▲87
事業場総数	445	441	▲4（廃止）

※条例施行直後は、「囲いの可視化が不適」が362件（全体の約80%）

※基準不適合の内容（内訳）については、重複があるため延べ件数であり、計（実件数）と一致していない。

(参考) 屋外保管事業場の地域ごとの数 (R7.10 月末現在) (単位: 件)

	屋外保管事業場
県北	35
県央	70
鹿行	45
県南	106
県西	186 (うち新規 1)
合 計	442 (うち新規 1)

※県西地区: 4 件廃止

(2) 新規ヤード事業者への審査

- ・ 事前審査要領に基づき、事業者からの事前相談後、事業計画書などについて審査、地元市町村への意見照会を実施
- ・ 事前審査終了後、許可申請書を受理し、欠格要件の照会、許可を行い、その後、現地において事業場の使用前検査を実施

3 今後の方向

引き続き、市町村など関係機関と連携して立入検査を実施し、保管基準や囲いの基準など適正な保管を指導していく。

指導に従わず不適正な屋外保管を続ける事業者に対しては、行政処分を科すなど厳正に対処していく。

不適正残土事案への対応について

廃棄物規制課

1 現状・課題

一定規模以上の土地の埋立て等（当該埋立て等の区域の面積が 3,000 m²超）について、県残土条例（以下「県条例」という。）に基づく県の許可制とし、土砂等の性質や安全性、埋立て等に用いる土砂の数量や施工計画等を事前に審査することとした。

※ 3,000 m²以下については、県内全市町村が残土条例を制定している。

（参考）県条例と市町村残土条例の比較

	面積	適用除外
県条例	3,000 m ² 超	採石法、砂利採取法等
市町村条例	3,000 m ² 以下 （市町村により、適用下限値 （500 m ² 等）の規定あり）	採石法、砂利採取法、農地法、都市計画法、土砂採取条例、資材としての土砂のたい積等 （市町村による違いあり）

土砂等の無許可埋立ての令和 6 年度発生件数は 59 件で、ピーク時（令和 3 年度）の 105 件に比べて、おおむね半分程度となっている。

市町村残土条例（以下「市町村条例」という。）の適用除外を悪用し、許可不要の建設資材を用いた埋立てを装い無許可で土砂等を埋め立てるなど、事案が悪質・巧妙化している。

（参考）土砂等の無許可埋立て発生件数

（単位：件）

年度	R02	R03	R04	R05	R06
全市町村	56	105	67	44	59
県北	3	4	1	0	5
県央	18	23	17	7	8
鹿行	7	10	7	3	8
県南	8	39	23	20	24
県西	20	29	19	14	14

2 これまでの取組

（1）警察や市町村との連携により、現場の早期搬入中止や証拠収集等を強化

取組項目	内 容
悪質事案対応専門チームの設置	・不法投棄等機動調査員（県警OB等 10 名）を雇用し、各県民センター等へ 2 名駐在 ・要警戒箇所を特定し、重点的なパトロールを実施 ・搬入ダンプ等の車両追尾、現場張り込み ・行為者や発生元の調査等
通報アプリの活用	・県民からの情報収集、早期発見 等
Web カメラの利用拡大	・リアルタイムによる現場の常時監視 （Web カメラリース 1500 日分） ・搬入車両等の情報収集 ・行為者等の客観的証拠の収集等

県・警察・市町村の連携強化	・悪質事業者への指導等（市町村からの要請に応じた現場同行、合同指導、早期搬入中止等） ・市町村に対する悪質事案対応についての助言・指導 ・警察と連携した過積載車両の取締り強化 ・警察署管内ごとの対策会議 ・不適正残土事案に係る市町村担当課長会議 ・不法投棄・残土条例に係る県・市町村担当職員研修会
国への要望	・危険な盛土等に対して、国では盛土規制法の制定により、災害発生のおそれに対する全国統一の基準を設けているが、生活環境保全上の問題についても対応する法整備を国に要望

（２）令和４年度以降県条例を順次改正し、不適正残土事案への対応を強化

① 令和４年１１月の県条例改正の主な内容

ア 埋立て等の届出

県条例や市町村条例に基づく許可の適用外となる埋立て等について、知事への事前届出を求めることとした。

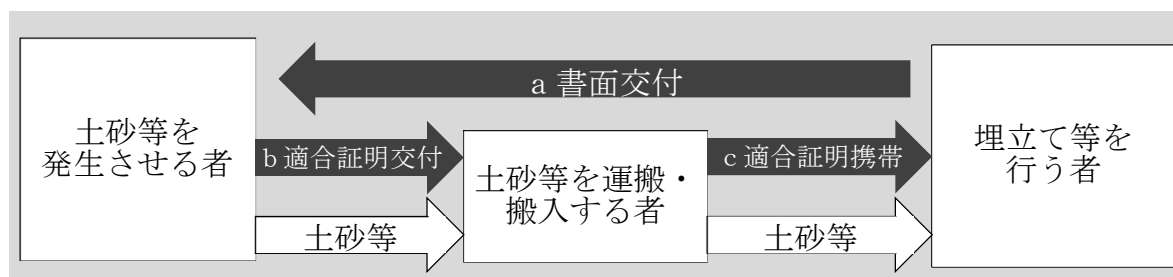
イ 書面交付・携帯義務

a 県条例や市町村条例に基づく埋立て等の許可を受けた者、県条例に基づく埋立て等の届出者から土砂等の発生者への書面交付義務

b 土砂等の発生者から土砂等の運搬・搬入者への適合証明交付義務

c 土砂等の運搬・搬入者による当該適合証明の携帯義務

※ 埋立て等を行う者は、適合証明のない土砂等の受け入れは禁止



ウ 土地所有者等責任の明確化（県条例の許可に係る埋立て等のみ）

土地所有者等による、埋立て等が行われている間の定期的な埋立て等の状況確認、許可の内容と明らかに異なる埋立て等に関する埋立て等の中止要請などを明記した。

エ 土砂等搬入禁止区域

埋立て等が継続されることにより、埋立て等区域及びその周辺の区域における人の生命、身体又は財産が害されるおそれがあると認められる場合、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、６か月以内の期間を定めて、土砂等搬入禁止区域として指定可（更新可）とした。

② 令和５年５月の県条例施行規則改正の主な内容

改良土の利用基準を定める改正

不適正な埋立て等に対して的確に対応するため、優良な改良土と不適正な改良土とを区別し、県条例で用いることのできる改良土の基準を規定した。

③ 令和6年12月の県条例改正の主な内容

ア 盛土規制法と重複する規制等の整理

県条例と盛土規制法とで重複する災害の防止に関する規制は、より罰則の強い盛土規制法に移行した。

	県条例 (改正前)	盛土規制法	県条例 (現行)
目 的	・災害の防止 ・生活環境の保全	・災害の防止	・生活環境の保全
主な規制内容	災害の防止 ・盛土や堆積の高さ ・法面の勾配	・盛土や堆積の高さ ・法面の勾配 ・盛土の安定計算の実施 ・擁壁や崖面崩落防止施設の設置	—
	生活環境の保全 土砂の性質等 (PHや土壌環境基準等)	—	土砂の性質等 (PHや土壌環境基準等)
罰 則 (最大)	・拘禁刑2年以下 ・罰金100万円以下	・拘禁刑3年以下 ・罰金1,000万円以下(法人重科3億円以下)	・拘禁刑2年以下 ・罰金100万円以下

イ 県の許可対象面積の引下げ (5,000㎡以上→3,000㎡超)

盛土規制法の特定盛土等規制区域の許可対象面積 (3,000㎡超) に合わせ、県条例の許可対象面積も 3,000㎡超に引下げた。

県条例	現行	許可(市町村条例)	←	許可(県条例)
	改正前	許可(市町村条例)		許可(県条例)
			3,000㎡	5,000㎡

※盛土規制法の適用面積の区分

盛土規制法	宅地造成等規制区域	不要	許可	
	特定盛土等規制区域	不要	届出	許可
			500㎡	3,000㎡

ウ 登録ストックヤード制度創設を踏まえた改正

登録ストックヤード(国が創設したストックヤード運営事業者登録制度に登録されているもの)に堆積された土砂等は、土砂等の発生から最終搬出先までの履歴が把握可能となることから、県条例における搬入事業者毎の区分管理等の規制は不適用とした。

エ 市町村の独自規制を可能とする規定の追加

県条例の許可対象について、市町村が地域の実情に応じた独自の規制を課すことができるよう、市町村からの申出及び独自規制の効果を勘案し、当該市町村の区域について、県条例不適用とした。

(3) 盛土規制法の運用開始(令和7年4月1日)に伴う県の執行体制の整備

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を受けて、盛土規制法が令和5年5月に施行。本県においては、県内全域を規制区域とすることで危険な盛土等を包括的に規制していくとともに、盛土規制法の執行体制を整備した。

① 規制区域の指定

県内全域を規制区域(宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域)として指定し、危険な盛土等を包括的に規制した。

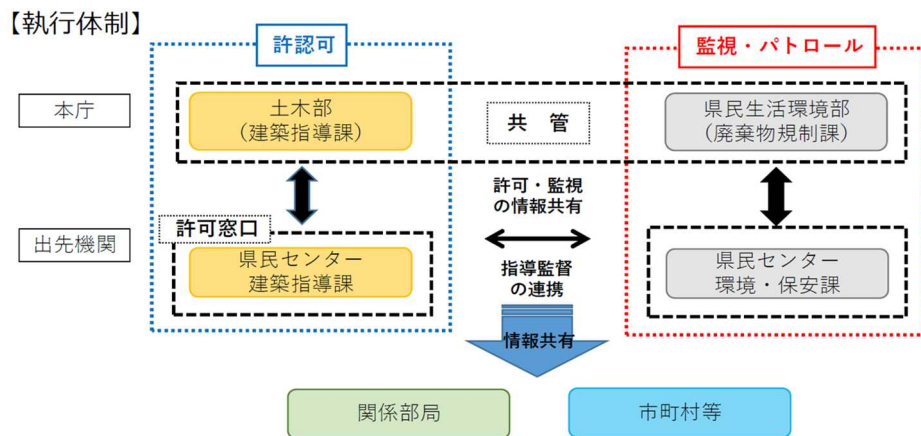
② 県の執行体制(土木部、県民生活環境部の共管)

ア 許認可(土木部(建築指導課))

出先機関(県民センター等)の職員を増員し、窓口・審査体制を強化した。

イ 監視・パトロール(廃棄物規制課)

出先機関(県民センター等)の職員を増員し、早期発見・指導体制を強化した。



3 今後の方向

今後も、市町村や警察と密接に連携するとともに、盛土規制法や残土条例に基づき、個々の事案について、決して「捨て得」は許さない、厳格な対応を実施することにより、「茨城は捨てづらい」環境づくりを進め、生活環境の保全を図っていく。